

《持続化補助金【第13回】の主な変更点》

(令和5年6月14日現在の情報)

—重要—

- ◆ 第12回までの様式では申請が出来ませんのでご注意ください。必ず最新の様式で申請ください。
- ◆ 本情報はポイントを記載しています。必ず最新の公募要領をご自身でご確認ください。

公募要領【6/14更新】

https://r3.jizokukahojokin.info/doc/r3i_koubo_ver8.pdf

- 2. 補助対象者：法人同様、個人も「日本国内に居住する」が追加となり、「小規模事業者（日本国内に居住する個人、又は日本国内に本店を有する法人）等」の記載に変更されました。(P.5)
- 2. 補助対象者 (4)：様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」について、「提出を本補助金の申請までに行った者であること」から、「原則本補助金の申請までに受領された者であること」に変更されるとともに、「受領」の定義が明記されました。(P.6)
- 2. 補助対象者 (4)：「※上記の様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」が受領されていない場合、補助対象者となりません。」に変更されました。「過去採択した日から本補助金の受付締切日までに60か月以上経過していなければ、」の削除(P.6)
- 2. 補助対象者 (4)：「※補助事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間を経過しなければ、様式第14を提出することができません。」が追記されました。(P.6)
- 4. 補助率、補助上限等 (2)：①賃金引上げ枠の申請要件において、支給している事業場内最低賃金が地域別最低賃金以上必要であることについて、「申請時点」に加え、「実績報告時点」が追記されました。(P.8)

● 4. 補助率、補助上限等 (2) : ②卒業卒の必要な手続において、労働基準法に基づく労働者名簿（常時使用する従業員分のみ）の提出について、「直近1カ月の」から「最新の」に変更されました。(P10)

● 4. 補助率、補助上限等 (2) : ④創業卒の必要な手続において、「証明書の有効期限が切れている場合も、要件に適合していれば提出書類として認められます。」が追記されました。(P11)

● 5. 補助対象経費 (1) : ③ウェブサイト関連費において、計上する経費について、「システム開発費等」が追記されました。(P16)

● 5. 補助対象経費 (2) : 「フランチャイズチェーン・ボランタリーチェーン」に「等」が追記されました。(P20)

● 6. 申請手続 (2) : 「※電子申請の場合は、必要項目を入力した一時保存の画面 (PDF) もあわせて地域の商工会・商工会議所窓口提出してください。」が追記されました。(P23)

● 7. 採択審査 (3) : III.加点審査について、「例えば政策加点で2種類以上を選択された場合には、加点審査の対象となりませんので、お間違えのないようご注意ください。」に記載が変更されました。(P26)

● 7. 採択審査 (3) : III.加点審査【重点政策加点】において、「④くるみん・えるぼし加点」が追加されました。(P26)

● 7. 採択審査 (3) : III.加点審査【政策加点】において、「⑤一般事業主行動計画策定加点」が追加されました。(P28)

■ 応募時提出資料・様式集 【6/14 更新】

https://r3.jizokukahojokin.info/doc/r3i_youshiki_13.pdf

● 「(様式2) 経営計画書兼補助事業計画書①」の業種において、「C:工業」が「C:鉱業」に修正されました。(P5)

● 「(様式2) 経営計画書兼補助事業計画書①」の事業所数において、「*自社を1社とカウントしてください」が追記されました。(P5)

● 「(様式2) 経営計画書兼補助事業計画書①」の重点政策加点項目に「4. くるみん・えるぼし加点」が追加されました。(P9)

● 「(様式2) 経営計画書兼補助事業計画書①」の政策加点項目に、「5. 一般事業主行動計画策定加点」が追加されました。(P9)

● 「(様式4) 小規模事業者持続化補助金<一般型>に係る事業支援計画書(第 回受付締切分)」に、公募要領上記載が漏れていた「商工会・商工会議所コード：」「商工会・商工会議所名： 印」「支援担当者(確認者)所属・氏名：」が追加されました。(P15)

● 賃金引上げ枠の書類名「直近1か月間における、労働基準法に基づく賃金台帳」に、公募要領の記載に合わせ「役員、専従者従業員を除く全従業員分」が追加されました。(P18)

● 卒業枠の書類名が公募要領の記載に合わせ「労働基準法に基づく最新の労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)」に変更されました。(P18)

● 「(様式7) 賃金引上げ枠の申請に係る誓約書」裏面の事業場内最低賃金算出表の「時給制」の記載欄が「③時間給または時間換算額(①÷②)」に変更されました。(P21)

● 「(様式7) 賃金引上げ枠の申請に係る誓約書」裏面の⑤に「都道府県名()」が追加されました。(P21)

● 3. 希望する加点により追加的に必要となる書類一覧に、「くるみん・えるぼし」が追加されました。(P27)

—お問合せ—

小規模事業者持続化補助金事務局

電話：03-6632-1502

受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00